

石川町子育て世帯・若者世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 31 日

要綱第 17 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、子育て世帯の居住安定の確保と若者世帯の定住促進を図るため、町内に住宅を取得し定住する者に対し、石川町子育て世帯・若者世帯住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、定住人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項に規定する住民基本台帳に記録され、かつ、生活の基盤を本町に置くことをいう。
- (2) 子育て世帯 子ども（戸籍事項証明書における子であつて、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までにある者（以下同じ））又は住宅の取得の時点において妊娠している者がいる世帯をいう。
- (3) 若者世帯 夫婦のいずれかが 40 歳未満の婚姻世帯をいう。
- (4) 住宅 居住の用に供する玄関、居室、便所、浴室及び台所が設置されている建築物をいう。
- (5) 新築住宅 自己の居住の用に供するため新たに建設された住宅（既存住宅の解体後に同敷地に新たに住宅を建築する場合を含む。）をいう。
- (6) 建売住宅 販売を目的として建設された住宅で、居住の用に供する住宅をいう。
- (7) 中古住宅 過去に居住の用に供された住宅又は居住の用に供する住宅をいう。
- (8) 住宅の取得 新築住宅の工事請負契約、建売住宅及び中古住宅の売買契約により取得した住宅の所有権保存登記又は移転登記が完了したことをいう。
- (9) 町内建設業者 町内に事業所を有する住宅建設関連事業者で、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けた法人又は個人事業者をいう。
- (10) 購入土地 不動産全部事項証明書において、申請者本人又は共有者への所有権移転の登記原因が売買である土地をいう。
- (11) 転入世帯 町内に住所を有して 1 年以内で、かつ町内に転入する前日まで連続して町外に 2 年間以上居住していた期間を有する者又は取得住宅の所有権保存若しくは移転登記完了後 14 日以内に転入した者がいる世帯をいう。ただし、当該転入は、住宅の所有者（共有の場合は、共有者のいずれかの者。）の転入に限る。
- (12) 町有分譲地 石川町宅地造成事業特別会計が保有する分譲地のうち、石川町大字双里字谷津 82 番地の 54、同 82 番地の 56、同 82 番地の 60、石川町字古舘 248 番地の 23 をいう。
- (13) ZEH 住宅 強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅で、別表に掲げる登録住宅性能評価機関等の第三者認証機関が発行する省エネ性能表示による認証等を有する住宅をいう。

- (14) ZEH+住宅 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の公募要領（当該住宅に係る省エネルギー性能表示評価書（BELS）取得日を含む年度における要領を参照する）において定義される ZEH+の基準を満たす住宅をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 不動産全部事項証明書において、取得した住宅の所有者又は共有者であるもの
- (2) 新築住宅の場合は所有権保存登記、建売又は中古住宅の場合は所有権移転登記が完了した日現在において、子育て世帯又は若者世帯に属する者であること。
- (3) 前号に掲げるいずれかの世帯が、当該住宅の所有者であり定住している者であること。
- (4) 補助金の交付を受けた後、当該住宅に 10 年以上継続して定住すること。
- (5) 世帯全員に町税等の滞納がないこと。
- (6) 世帯全員が石川町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する者でないこと。

（補助金額）

第 4 条 補助金額は、基本補助金の額と加算補助金の額の合計額とする。ただし、限度額は 150 万円とする。

（基本補助金の額）

第 5 条 基本補助金は、次に掲げる額とする。ただし、取得価格が補助金額に満たない場合は、取得価格を補助金額とし、千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

補助区分	取得区分	基本補助金
基本補助金	新築住宅又は建売住宅	50 万円
	中古住宅	35 万円

（加算補助金の額）

第 6 条 加算補助金の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 購入土地加算 新築住宅又は建売住宅において住宅取得の為に当該住宅の敷地を購入した場合は、20 万円を加算して補助する。
- (2) 町内建設業者施工加算 新築住宅又は建売住宅の本体工事について、町内建設業者が建設業法における元請負人である場合には 50 万円、同法における下請負人である場合には 10 万円（複数の場合でも 10 万円）のいずれかを加算して補助する。
- (3) 子ども加算 子どもを養育している場合は、1 人（胎児も 1 人とみなす）につき 5 万円を加算して補助する。ただし、限度額は 20 万円とする。
- (4) 転入世帯加算 転入世帯の場合は、30 万円を加算して補助する。
- (5) 自治会加入加算 取得した住宅が所在する地域の、石川町行政区長設置規則（昭和 48 年 4 月 23 日規則第 6 号）における行政区長を長とする自治会に加入し、自治会加入証明書（様式第 7 号）を提出する場合は、5 万円を加算して補助する。
- (6) 町有分譲地購入加算 町有分譲地を町から直接購入して新築住宅を取得したときは、購入土

地の面積(少数点以下切り捨て)に、1㎡当たり1万円を乗じて得た額を加算して補助する。なお、この場合において、第1号の加算は行わない。

(7) 空き家バンク加算 石川町空き家バンクに登録されている住宅を取得した場合は、20万円を加算する。

(8) ZEH住宅加算 ZEH住宅を取得した場合は、20万円を加算する。なお、ZEH+住宅を取得した場合は、ZEH住宅加算に加え20万円を加算する。

(9) 多世代同居・近居加算 申請日を含む年度において福島県多世代同居・近居推進事業補助金の補助対象者であり、補助の対象となる住宅の要件を満たすものの、同補助金の交付決定を受けていない場合は、15万円を加算する。

2 前項に規定する補助金のほか、県外からの転入者は、「来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱(平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知)」に定める要件に該当する場合、その事業の補助金交付要綱に基づき、対象となる補助金額を加算して補助する。

3 第1項各号に規定する補助加算の判断時点等は、取得住宅の所有権保存又は移転登記の完了日とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅の取得した日から60日以内に、補助金交付申請書(様式第1号)により、町長に申請しなければならない。

(補助金交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請を受けた場合は、その適否を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)により、町長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求書が提出された場合は、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知し、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第6号)を通知し、期限を定めてその返還を命ずるこ

とができる。

(報告及び調査)

第 12 条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者から報告又は書類の提出を求め、担当職員に調査を行わせることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(失効条項)

2 第 2 条第 12 号に規定する町有分譲地の全ての分譲が完了したときに、同条及び第 6 条第 6 号は、その効力を失う。

(経過措置)

3 令和 8 年 3 月 31 日までに新築住宅の工事請負契約、建売住宅及び中古住宅の売買契約を締結した者については、なお従前の例によることができる。

4 前項の規定にかかわらず、当該者は、改正後の石川町子育て世帯・若者世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱の規定の適用を受けることができるものとし、この場合において、改正前又は改正後のいずれか有利な方の補助金額を選択することができる。

附 則 (平成 31 年要綱第 11 号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第 7 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年要綱第 44 号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4 年要綱第 34 号)

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年要綱第 24 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年要綱第 37 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年要綱第 11 号)

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年要綱第 23 号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

登録住宅性能評価機関等の第三者認証機関が発行する省エネ性能表示による認証等

確認書類	発行機関等
BELS 評価書(ZEH マーク又は ZEH—M マークが表記されたもの)	BELS 登録機関
設計住宅性能評価書(断熱等性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6 を満たすもの)	登録住宅性能評価機関
建設住宅性能評価書(断熱等性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6 を満たすもの)	登録住宅性能評価機関
フラット 35S 適合証明書※1 及び竣工現場検査申請書※2・適合証明申請書(すべての面)又はフラット 35S 設計検査に関する通知書※3 及び設計検査申請書(すべての面)※4	適合証明機関
長期優良住宅建築等計画認定通知書※5	所管行政庁
低炭素建築物新築等計画認定通知書※5	所管行政庁
性能向上計画認定通知書※5	所管行政庁

※1 「フラット 35S の基準の適用」欄、「金利 A プラン」の「省エネルギー性」にチェックがあること又は「フラット 35S の基準の適用」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。

※2 「フラット 35S 適用基準」欄、「金利 A プラン省エネルギー性」にチェックがあり、「断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6」にチェックがあること又は「フラット 35S 適用基準」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。

※3 連絡事項の「フラット 35S(金利 A プラン)「省エネルギー性能を利用する場合の条件」の欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックが無いこと、かつ「フラット 35S の確認に BELS 評価書を利用する場合の条件」の欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時まで当該書類の写しを提出することが条件となります。」にチェックが無いこと。

※4 「フラット 35S 適用基準」欄、「金利 A プラン省エネルギー性」にチェックがあり、「断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6」にチェックがあること、又は「フラット 35S 適用基準」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。

※5 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅の認定通知書は、令和 4 年 10 月 1 日以降に認定申請したものであること